

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更	第310号	(森林保全課)	1
○道路の区域の変更	第311号	(道路維持課)	2

公告

○大規模小売店舗の新設の届出		(商業流通課)	2
○大規模小売店舗の変更の届出		(同)	5
○土地改良区の役員の就退任 (扶桑土地改良区)		(農地計画課)	6
○土地改良事業計画書の縦覧		(同)	6
○県営土地改良事業の換地処分		(同)	6
○森林法第189条の規定による掲示		(森林保全課)	6
○公共測量の実施		(用地課)	7
○公共測量の終了		(同)	7
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	8
○落札者等の公示		(ICT教育推進課)	8

告 示

愛知県告示第310号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、次のように保安林の指定施業要件の変更をする。

令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田原市伊良湖町飛越1の5、2の1、2の2、3の2、3の4、小中山町立馬崎1238
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

田原市小中山町水門上6の1、6の2、23の1、23の2、35、45の1、55の1、93の1、93の2、111、122、132、141の1、152の1、179の1、179の2、198、209、219、228の1、238の1、266の1、266の2、285、295、305の1、314の1、324の1、325の2、354の1、354の2、374、383、392、402の1、411の1、440の1、440の2、460の1、460の4、460の6、460の7、469、478、487の1、496の1、522、527の1、527の2、534の1、548の1から548の3まで、548の6、550、557の1、557の2、559、567の1、万灯松11の1、11の2、27の1、27の2、45の1、89、90の1、96の1から96の3まで、112の1、112の2、129の1、178の1、178の2、194の1、194の2、211、259の1、259の2、274の2、274の6、291の1、八幡上284の2・284の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、9の1、9の2、25の1、25の2、42の1、89の1、89の2、105の1、105の2、123、172の1、172の2、188の1、188の2、205、252の1、252の2、267の2、267の7、283の1、284の1、331の1、小森上7の1、7の2、22、36、47、66の1、77の1、91の1、119の1、119の2、135、149、160、161の1、172の1、185の1、213の1、213の2、229、242、253、254の1、265の1、278の1、306の1、306の2、323の1、323の4、323の5、335、346、347の1、358の1、358の2、371の1、388の1、388の2、伊良湖町飛越15、21の1、22の1から22の3まで、長池34の1、34の3、34の4、45の1、46、57、64の1、75の1、76、87、98の1、110、121、135の1、146の1、147の1、147の2、158の1、158の2、松葉田54の1、54の2、65の1、76の1、87の1、132の1、132の3、241、242の1、新田11、22、33、43の1、50、56の1、62、70、82、93の1、102、110の1、178の1、渡川30の1、40の1、50の1、203、204の2、215の1、228の1、239の1、249の1、293の1、294の1、298の1

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課及び田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
一般国道	473号	旧	岡崎市切山町字上ウツギ11番1地先から同12番2地先まで	m 15.3 ~ 19.5	km 0.039
		新	同	16.8 ~ 29.8	同

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県対

し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ネクステージ
名古屋市中区新栄町一丁目1番地 明治安田生命名古屋ビル14階
代表取締役 広田 靖治
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ネクステージ豊川店
豊川市宿町小山1-2
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年2月28日
- (4) 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社ネクステージ	
	代表者の氏名	代表取締役 広田 靖治	
	住所	名古屋市中区新栄町一丁目1番地 明治安田生命名古屋ビル14階	
	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計		4,648㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	4台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	5台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	60㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	28.97㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前8時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後7時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前7時30分から午後7時30分まで
	駐車場の自動車の出入口	数	3箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

- (5) 届出の日
令和6年6月28日
- (6) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (7) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年8月2日（金）から令和6年12月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (8) 意見書の提出期限及び提出先
令和6年12月2日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ベイシア
群馬県前橋市亀里町900

- 代表取締役 相木 孝仁
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ベイシア長久手店
長久手市石場2701番ほか12筆
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年2月28日
- (4) 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要		
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社ベイシア		
	代表者の氏名	代表取締役 相木 孝仁		
	住所	群馬県前橋市亀里町900		
	その他小売業を行う者	なし		
店舗面積の合計		3,050㎡		
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による	
		収容台数	138台	
	駐輪場	位置	縦覧による	
		収容台数	87台	
	荷さばき施設	位置	縦覧による	
		面積	227㎡	
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による	
		容量	20.25㎡	
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前8時		
	小売業を行う者の閉店時刻	午後9時		
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時30分から午後9時30分まで		
	駐車場の自動車の出入口	数	2箇所	
		位置	縦覧による	
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで （一部午前6時から午前7時まで）		

- (5) 届出の日
令和6年6月28日
- (6) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (7) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年8月2日（金）から令和6年12月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (8) 意見書の提出期限及び提出先
令和6年12月2日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 3(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ネクステージ
名古屋市中区新栄町一丁目1番地 明治安田生命名古屋ビル14階
代表取締役 広田 靖治
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ネクステージ東浦店
知多郡東浦町石浜行田16-5
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年2月28日

(4) 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要		
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社ネクステージ		
	代表者の氏名	代表取締役 広田 靖治		
	住所	名古屋市中区新栄町一丁目1番地 明治安田生命名古屋ビル14階		
	その他小売業を行う者	なし		
店舗面積の合計		6,887㎡		
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による	
		収容台数	7台	
	駐輪場	位置	縦覧による	
		収容台数	5台	
	荷さばき施設	位置	縦覧による	
		面積	60㎡	
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による	
		容量	30.0㎡	
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前8時		
	小売業を行う者の閉店時刻	午後7時		
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時30分から午後7時30分まで		
	駐車場の自動車の出入口	数	2箇所	
		位置	縦覧による	
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで		

(5) 届出の日

令和6年6月28日

(6) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(7) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年8月2日（金）から令和6年12月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(8) 意見書の提出期限及び提出先

令和6年12月2日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

山田紡績株式会社

半田市乙川吉野町38番地

代表取締役 山田 一雄

(2) その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

1名（縦覧による）

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
パワードーム半田
半田市乙川吉野町9番地ほか93筆
- 3 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- 4 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項		変 更 前	変 更 後
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社エディオン	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 久保 允誉	同
	住所	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	同
	その他小売業を行う者	17名（縦覧による）	9名（縦覧による）

- 5 大規模小売店舗の変更の理由
小売業者の代表者及び住所の変更並びに退店のため。
- 6 届出の日
令和6年7月2日
- 7 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年8月2日（金）から令和6年12月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先
令和6年12月2日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、扶桑土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出があった。
令和6年8月2日

退任役員 監事 白井 康之 丹羽郡扶桑町大字高雄字天道39		就任役員 監事 墨井 康仁 丹羽郡扶桑町大字柏森字平塚80
----------------------------------	--	----------------------------------

愛知県知事 大村 秀章

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（服岡地区）の土地改良事業計画を定めたから、次のように土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 期間
令和6年8月5日から令和6年9月2日まで
- 2 場所
飛島村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村活性化住環境整備）目比地区は、換地処分をした。
令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を岡崎市役所に掲示した。
令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	所在が不明である通知の相手方
岡崎市米河内町字三本樹1	鈴木清次郎

同	米河内町字投ノ入28及び57	都築 なを
同	米河内町字投ノ入50の1、55及び56並びに字吉田21及び23	神谷金治郎
同	米河内町字松森38の1、38の2及び38の3並びに字吉田35	近藤 俊二
同	米河内町字万畳田14の1及び22の2	柴田 勝

2 通知の要旨

令和6年農林水産省告示第1011号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県豊田加茂農林水産事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
豊田市西中山町	令和6年7月22日から 令和7年3月14日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県新城設楽建設事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
新城市作手菅沼	令和6年7月29日から 令和7年2月16日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県東三河建設事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
豊橋市石巻平野町及び石巻萩平町	令和6年8月1日から 令和7年3月14日まで	公共測量（基準点測量及び水準測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、豊田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
豊田市土橋町3丁目、4丁目及び7丁目、曙町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目並びに鴻ノ巣町5丁目	令和6年8月1日から 令和7年2月28日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、武豊町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
知多郡武豊町大字東大高山、字大高山、字新田畑、字上之山、字上矢田平及び字鎮守並びに大字富貴字中割及び字丸山	令和6年7月16日から 令和7年3月24日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛知県海部建設事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、 弥富市、あま市及び海部郡蟹江町	令和5年10月4日から 令和6年6月28日まで	公共測量（航空レーザ測量）

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
5尾建 96-222	令和 5.3.25	株式会社愛住宅 代表取締役 中島 靖晃	津島市西柳原町二丁目7-2	弥富市佐古木七丁目51-4ほか 5筆の全部及び58-4の一部
5尾建 96-188	6.2.16	一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美	東京都練馬区石神井町二丁目26- 11	海部郡大治町大字三本木字村部 119及び120
5尾建 96-194	6.2.22	ホーム建材株式会社 代表取締役 深谷 正典	名古屋市名東区上社四丁目162	日進市岩崎町新ラ田87-2ほか 8筆
5尾建 96-109	5.9.28	日進医療器株式会社 代表取締役 松永 圭司	北名古屋市沖村権現35-2	北名古屋市熊之庄宮地2ほか5 筆
5尾建 96-149	5.12.26	日本マクドナルドホール ディングス株式会社 代表取締役 日色 保	東京都新宿区西新宿六丁目5-1	日進市本郷町鴻土11-1ほか7 筆
6尾建 96-4	6.4.8	青山 圭太	一宮市野口2-8-12	尾張旭市旭ヶ丘町山の手576
5尾建 96-207	6.3.7	株式会社AVANTIA 代表取締役 沢田 康成	名古屋市中区錦二丁目20-15	愛知郡東郷町兵庫三丁目2-17
5尾建 96-215	6.3.25	株式会社ワンダーランド 代表取締役 佐々 佳広	日進市赤池町箕ノ手2-583	日進市岩藤町陸見62-2ほか2 筆

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和6年8月2日

愛知県知事 大村 秀章

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県教育委員会事務局教育部 ICT教育推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥随意契約の理由

①仮想サーバ始め情報通信機器の賃貸借 ②令和6年6月20日 ③東京都千代田区神田練塀町3 東京センチュリー株式会社 ④54,862,280円 ⑤随意契約 ⑥政令第11条第1項第2号該当